

同窓会の部活動に対する支出規程

第1条 課外活動激励金

- 1 以下の全国大会に出場する部活動（個人・団体）へ激励金を贈与する。
 - (1) 運動部：高体連・高野連が主催／共催する大会
 - (2) 文化部：全国高等学校文化連盟、全国商業高等学校長協会等が主催／共催する大会
 - (3) その他の大会についてはその都度審議する。
- 2 金額
 - (1) 個人 一人 10,000 円
 - (2) 団体 一部 30,000 円を上限とする。(例 団体2名の場合、20,000 円)

附則

この支出規程は平成24年8月4日より施行する。

《申し合わせ事項》

- 1 同窓会会則第2章第2条、第3条により、部活動の応援に係る交通費（応援生徒移動用の大型貸切バス代、高速代等）の後援・本校の部活動以外で活躍する生徒が全国大会へ出場（本校所属として出場が原則）する場合においても激励金贈与を行う。
ただし、同窓会長への承認を得ることとする。
- 2 本規程第1条1において、同部活動より3名以上の個人出場があった場合は団体とみなし、激励金額は、30,000 円を上限とする。

附 則

この支出規程は、平成26年 8月 9日より施行する。
平成29年10月 2日 一部改正